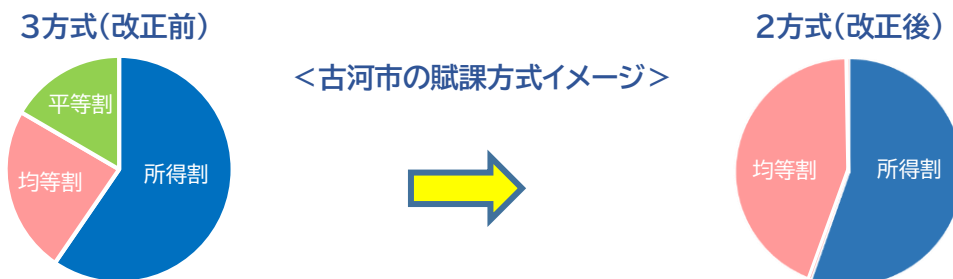


茨城県の方針により、県内市町村は令和4年度から賦課方式を2方式(所得割・均等割)に統一しました。  
これにより、古河市国民健康保険税の税率等が変わります。



分類	内 訳	改正前 (3方式)	改正後 (2方式)	差 額
医療分 (0歳～74歳)	所得割 (所得に対して)	7.85%	6.41%	-1.44%
	均等割 (加入者1人当たり)	18,300円	32,400円	+14,100円
	平等割 (1世帯当たり)	21,100円	廃止	-21,100円
	限度額	630,000円	650,000円	+20,000円
支援分 (0歳～74歳)	所得割 (所得に対して)	2.15%	2.46%	+0.31%
	均等割 (加入者1人当たり)	5,100円	12,600円	+7,500円
	平等割 (1世帯当たり)	5,700円	廃止	-5,700円
	限度額	190,000円	200,000円	+10,000円
介護分 (40歳～64歳)	所得割 (所得に対して)	1.50%	1.94%	+0.44%
	均等割 (加入者1人当たり)	11,100円	13,600円	+2,500円
	平等割 (1世帯当たり)	-	-	-
	限度額	170,000円	170,000円	-



Q. 賦課方式が変わるとどんな影響があるの？

A. 1人世帯等人数の少ない世帯は減額傾向、多子世帯等人数の多い世帯は増額傾向となります。

Q. 多子世帯の保険税が増額になる傾向っていうけど、何か支援策はないの？

A. 古河市は子育て支援として、小学生から18歳まで(年齢に達する日以後の最初の3月31日まで)の子の均等割を2割負担軽減します。  
また、国の制度で、令和4年度から未就学児の均等割が5割軽減されます。



Q. 納付することが難しいけど、どこに相談したらいいの？

A. 納付期限内に納付されない場合は、督促手数料や延滞金がかかる場合があります。  
納税相談ができますので、収納課にお問い合わせください。

## ●低所得者軽減について

この軽減は、4月1日現在の国保加入者（擬主※1含む）等の合計所得で判断します。  
前年の世帯の総所得金額が一定基準以下の場合は、均等割額が軽減されます。

軽減割合	世帯全員（世帯主+被保険者）の所得の合計が
7割	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下
5割	43万円+（28.5万円×被保険者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）以下
2割	43万円+（52万円×被保険者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）以下

※注1）擬主とは、社会保険等国保以外の保険に加入している世帯主のことです。給与所得者等とは、給与収入が55万円を超える人と公的年金収入が60万円を超える65歳未満の人、または110万円を超える65歳以上の人を指します。

※注2）公的年金等の支払いを受ける65歳以上の人の場合には、公的年金等に係る所得から15万円を控除して判定します。

## ●非自発的失業者の軽減について

会社の倒産や解雇、雇用期間満了など非自発的失業となった65歳未満の人の保険税は、離職日の翌日から翌年度末までの間、前年の給与所得を30%として算定します。

「雇用保険受給資格者証※」に記載された離職理由欄の番号が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかに該当し、給与所得の人であり、雇用保険の受給資格がある人が対象で、雇用保険受給資格者証を持参のうえ、申請が必要です。

※ ハローワーク（公共職業安定所）で雇用保険、失業給付の受給手続き後に渡される書類です。



## ●社会保険等に加入・脱退した場合は届出をしてください

保険税は年度ごとに計算されるので、年度途中で加入または脱退した時は月割りで計算します。社会保険等に加入・脱退した時は、必ず市役所に届出をお願いします。（郵送可）

### 正しい所得を 申告しましょう

保険税は、前年の所得をもとに計算されます。  
国保事業の健全な運営のため、正しい申告をお願いします。  
収入の無い人、遺族年金・障害年金のみの人で被扶養者でない場合は、軽減判定や高額療養費の自己負担限度額に影響しますので、必ず申告をしましょう。



## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国保税の減免について

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の令和4年中の事業収入等が令和3年中の収入より10分の3以上減少が見込まれる世帯は、減免の制度に該当する場合があります。

詳しくは、古河市ホームページをご覧ください。  
国保年金課 保険税係までご相談ください。

古河市 国保 コロナ減免

検索



### 【お問い合わせ先】

国保加入・喪失、保険税の金額について

古河庁舎：国保年金課 ☎0280-22-5111(代表)

保険税の納付・納税相談について

古河庁舎：収納課 ☎0280-22-5111(代表)